

教育委員会広報誌作成等業務委託 仕様書

1 件 名

教育委員会広報誌作成等業務委託

2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 目 的

教育委員会広報誌として「教育だよりかわさき」を発行することにより、主に児童・生徒、保護者及び市民活動団体等に対して、本市教育行政施策の紹介、教育行政の重要事項の解説、その他教育に関する情報をわかりやすく提供し、開かれた教育委員会として市民サービスの向上を図る。

4 発行条件

- (1) 発行部数 115,000部（1回あたり）
- (2) 発行回数 年3回（7月・11月・2月）
- (3) 印 刷 マットコート紙 A4判 44.5kg・16頁以上・全頁4色刷・中綴じ
- (4) 納入場所 教育委員会事務局教育政策室及び本市立学校171校
- (5) 納入期限 各号の指定した発行日まで

5 委託業務内容

- (1) 編集及びレイアウトに関する業務
- (2) カット及び写真に関する業務
- (3) 印刷及びPDFファイル作成業務
- (4) 校正業務（各号とも校正3回以上、色校1回以上）
- (5) 梱包業務（教育委員会が提供するリストに基づく）
- (6) 配送業務（同上）

6 委託業務完了報告書

業務を完了したときは配送の完了記録として、直送の場合は学校長の受領印、宅配業者を使用する場合は送り状の写しと宅配業者が発行する配達完了の記録を委託業務完了報告書に添付して提出するものとする。

7 留意点

- (1) 行政の刊行物としての硬いイメージを払拭し、読みやすく親しみやすい誌面とする。
- (2) 本市教育行政施策の紹介、教育行政の重要事項の解説、その他教育に関する情報などについて、写真やイラストなどを用いて視覚的に表現する。必要に応じて、教育だよりかわさきキャラクターを作成、使用することができる。
- (3) 児童生徒向けのページを作成する場合は、保護者等向けページと区別ができるよう、文章表現やデザインに配慮する。

- (4) 別添「男女平等の視点からの公的広報の作成に関する表現手引」に留意し、男女平等の視点を持って制作にあたり、性別に限らず、あらゆる差別的表現、構成とならないよう十分注意すること
- (5) 別添「公文書作成におけるカラーユニバーサルデザインガイドライン」の内容に配慮して作成を行うこと
- (6) 現行のキャラクター（教育だよりかわさきキャラクター「メルるん」）を使用する場合は、川崎市から提供されたイラストデータを使用することとし、改変等は行わないこと
- (7) 事業の成果物（本文・写真・イラスト・新たなキャラクター等）に係る著作権は川崎市に帰属する。
- (8) 新たなキャラクターを使用する場合は、以下の点に留意すること
 - ア 教育委員会広報誌としての魅力を高めるものであること
 - イ 児童生徒及び保護者が親しみを持てるものであること
 - ウ 自作かつ未発表のものであること
 - エ 他の作品と同一、類似又は第三者の著作権等の権利を侵害していないものであること
 - オ 色彩はカラーとし、単色（モノクロ）で使用してもイメージや安定感が損なわれないものであること
- (9) 著作権は川崎市に帰属することになるため、フリー素材などは使用しないこと

8 その他

- (1) 取材にかかる費用、有償素材の使用料など制作にかかるすべての費用は受託者の負担とする。
- (2) 川崎市の条例、規則等を遵守し、川崎市にとって適切な成果物が製作されるよう、川崎市の立場に立ち、業務を遂行すること。また、必要な事項について積極的に提案を行うこと
- (3) 川崎市の指示により企画、編集方針等に変更が生じた場合は、双方協議の上対応すること
- (4) 納入するPDFファイルは、広告記事を除いたものとする。
- (5) 作成にあたっては、策定スケジュールを提示し、川崎市とスケジュールをすり合わせた上で遅滞することのないよう作業を進めること

支払いについて

	発行号	発行予定時期	支払予定時期	支払額 (税込み)
1	1 3 3 号	令和 7 年 7 月	令和 7 年 8 月	円
2	1 3 4 号	令和 7 年 1 1 月	令和 7 年 1 2 月	円
3	1 3 5 号	令和 8 年 2 月	令和 8 年 3 月	円
			合計	円